

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年6月1日（平成28年（行個）諮問第87号）

答申日：平成28年10月27日（平成28年度（行個）答申第119号）

事件名：特定日の本人宅訪問時の概要に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成25年5月2日付け中運総総第69号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定を取り消し、本件請求保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア ブレーキのリアパット代金を不正請求（詐欺）した特定事業者に対し、中部運輸局は法と証拠に基づく行政処分を行わずに「誤請求をした」とする虚偽の行政処分（警告書）を行い、特定事業者から「誤請求をした」ことに対する改善報告文書を提出させ承認した。

イ 三重運輸支局には決裁文書で特定事業者への指導理由を捏造、措置方針を改ざんして整備記録簿の内容不備を指導したとして隠蔽を謀っている事実を証する書類がある。

ウ 決裁文書の記載内容の当該処分が事実であることを判断できたのに故意に行わず且つ役所に都合の悪い審査請求人の発言を「・・・」として故意に隠蔽してある訪問時の文書「審査請求人への説明概要」の不開示決定処分を取り消し、ICレコーダーに録音した全文を記載した文書「審査請求人への説明概要」の開示決定を求める。

(2) 意見書

ア 国土交通省（諮問庁及び処分庁）は、特定事業者が車検整備時に架空請求・詐欺をした被害者（審査請求人）に対し、次の行為をして

はならない。

(ア) 処分庁は、審査請求人に対し契約不履行・リアブレーキパッド整備代金架空請求・詐欺をした特定事業者を呼び出し書類調査・事情聴取（監査）を行った。処分庁と事業者は、平成17年2月車検時のブレーキパッドの交換は、指定整備記録簿から判断できたにもかかわらず支局長が審査請求人に対し支局としてどちらが正しいかは判断できないと言ったり、パッド部品番号からパッドの交換を実施しなかったことが判明した誤請求をしたと報告を行わせたり、監査により確認した法令違反を黙殺する行為。

(イ) 処分庁は、他の行政機関（総務省）に対し職務上の義務を果たさなかった三重運輸支局整備課の特定の職員に対する措置の回答を行わず運輸支局が架空請求をした特定事業者を呼び出し書類調査・事情聴取の結果は誤請求である旨を審査請求人に回報させて民事に介入させる行為。

(ウ) 諮問庁は、審査請求人から架空請求・詐欺をした特定事業者の監査を処分庁が行い確認した虚偽行為等を報告書に記載させず、行政処分に関する手続きに問題がある処分庁の指導・監督を要請しても処分庁から個別具体的に見解を求められた経緯がないと虚偽の理由を作り上げて職務上の義務を果たさなかった行為。

イ 平成20年8月以前の車検時に契約不履行・架空請求（リアディスクパッド部品代8,000円、交換技術代金2,877円）した特定事業者は、その後の調査においても審査請求人のみならず関係行政機関に対し事実と反する回答をしたと司法の場（平成21年3月12日）で審査請求人に認めて心から陳謝した。

(ア) 国土交通大臣は、違法行為を行う職員の懲戒処分及び職員の違法行為により人格権侵害・精神的な苦痛を被った審査請求人に心から陳謝せよ。

(イ) 総務大臣は、違法行為を行う職員の懲戒処分及び職員の違法行為により人格権侵害・精神的な苦痛を被った審査請求人に心から陳謝せよ。

ウ 虚偽の記載がある文書の開示を求める。

エ 諮問庁の決定に妥当性はない。今回の諮問事件も氏名不詳のお役人様たちが虚偽公文書を作成し行使している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書1に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めたものである。

- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、開示請求書の記載事項では開示請求に係る保有個人情報の特定ができないため、法13条3項の規定に基づき審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、平成25年5月2日付け中運総第69号による不開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、原処分を取り消し、開示請求した保有個人情報の開示を求めて本件審査請求を提起した。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

上記第2の2(1)のとおり、審査請求人は原処分における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

(1) 文書1について

処分庁によると、本件請求保有個人情報は、別紙の2に掲げる文書①が該当すると考えられたが、開示請求書に事実と相違する内容の記載があったことから、当該記載部分の補正がなされた場合、文書①を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行った。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

(2) 口頭意見陳述による主張について

審査請求人より、口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

3 結論

以上のことから、保有個人情報を特定できないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月6日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年9月26日 審議

⑤ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求保有個人情報について、本件開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知書を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答では本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の特定ができなかったため、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報（対象文書）の特定ができないと判断した経緯、関係文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求書には、開示請求の前提として平成20年6月11日に三重運輸支局職員が審査請求人宅を訪問して審査請求人と面談（以下「本件面談」という。）をした際の面談内容が記載された上、開示を求める文書として「職員BがICレコーダーにより3人と審査請求人との面談内容を録音した動かぬ証拠（文書）」と記載されていた。処分庁は、本件面談に関し、その概要を記載した別紙の2に掲げる文書①を保有しているが、開示請求の前提となる面談内容の記載に事実と相違する記載があったことから、当該記載部分を削除すれば文書①を開示することが可能である旨教示して補正を求めた。これに対する審査請求人の回答は、別紙の1のとおりであり、文書1の名称は文書①と同一としたものの、前提となる面談内容の記載は維持し、また、「三重運輸支局は職員BがICレコーダーにより3人と審査請求人との面談内容を録音した動かぬ証拠を保有している。」との記載も維持したので、補正が不十分であり、文書特定ができないと判断した。

イ 審査請求書（上記第2の2（1）ウ）に「ICレコーダーに録音した全文を記載した文書「審査請求人への説明概要」の開示を求める」旨記載されていることからすると、審査請求人が開示を求める文書1

は、文書①とは別の文書と考えられるが、本件面談に関する文書として保有しているのは、文書①のみである。本件面談時にICレコーダー等を利用して録音し、それを取りまとめて文書①を作成した可能性はあるものの、現時点で、録音データは存在せず、また、面談時に録音したことが分かる記録も存在しない。

ウ 本件面談は、もともと審査請求人と特定事業者の間のトラブルに端を発し、審査請求人が三重運輸支局に苦情相談をした事案に関係して行われたものであり、この事案の関係文書は、過去に審査請求人が何度も開示請求を行い、また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、中部運輸局において数次にわたり徹底的な探索が行われている。その結果、中部運輸局において、文書①以外に本件面談に関する文書を保有していないことを確認済みである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

本件開示請求書及び補正回答書の記載をみると、審査請求人は、「ICレコーダーにより面談内容を録音した動かぬ証拠」の開示を一貫して求めているから、審査請求人が開示を求める文書1は、録音記録をそのまま文字に起こした文書と解され、文書①とは別の文書であることは明らかである。

そして、中部運輸局において文書①以外に本件面談に関する文書を保有していないとの上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、中部運輸局において、文書1を保有しているとは認められないので、文書1に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件請求保有個人情報の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件開示請

求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については，中部運輸局において本件請求保有個人情報を保有しているとは認められないので，結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

諮問庁：国土交通省平成23年（行個）諮問第149号補充理由説明書には「平成19年4月5日、審査請求人は特定事業者に対する三重運輸支局の対応が不十分であるとして三重行政評価事務所に対して行政相談を申し出た。三重運輸支局は、平成19年4月（6日）、三重行政評価事務所から審査請求人の行政相談事案に関する照会を受け、同事務所に対し同年5月16日付けで回答し、さらに同月22日に特定事業者からの報告を受け、同年6月6日付けで追加回答した。」

文書2には「前年3月以来の審査請求人による行政相談事案と一連のものを取り扱ったものである。三重運輸支局は、平成20年6月11日に当該質問書の真意を確認するため、職員をして審査請求人宅を訪問させた記録が保存されている」との記載がある。文書3には「自動車ユーザー相談事案記録簿は、自動車整備や車検等に関する苦情、行政相談等に関して記録する文書である」と記載がある。

上記に関し、審査請求人が当日午前電話で三重運輸支局職員Aに対し審査請求人宅訪問を拒否したにも係わらず、職員B、職員Cと3人が訪問した。職員Aは訪問目的理由を支局長の指示と審査請求人に告げた。職員Aは文書をいれた封筒を持参したが手交はしなかった。

面談時に審査請求人は決裁文書「特定事業者の架空整備にかかる対応について」を職員Bに提示して記載内容について詰問、職員Bは職員A、職員Dとの面談時（特定日A、特定日Bに職員Bは事案を特定事業者と金で解決をしろと提案した）と同様戯けた対応を繰り返した。

職員Cに記載内容に対する質疑、職務上の義務を果たさず（不作為）全体の奉仕者として相応しくない職員Bの対応は前任者の（職員E）、職員F、職員Gと同様職場の責任者として不適格者であると抗議した。

三重運輸支局は職員BがICレコーダーにより3人と審査請求人との面談内容を録音した動かぬ証拠を保有している。

文書1 平成20年6月11日の審査請求人宅訪問時の概要を開示願いたい。

2 中部運輸局で保有している文書

文書① 平成20年6月11日の審査請求人宅訪問時の概要